

事故報告書の報告手順について

(1) 報告の手順

事故の発生

介護保険指定事業者、基準該当サービス事業者、有料老人ホーム事業者、養護老人ホーム事業者及び軽費老人ホーム事業者が行うサービスの提供中に、「介護サービス事業者等における事故発生時の報告事務取扱要領」に規定する報告の範囲に該当する事故が発生。

電子申請サービス（オンライン手続きかわさき）にて市に報告

事故発生後、原則として1週間以内に報告し、各事業所で報告内容の控えを保管する。

※ 対象者の保険者が川崎市以外の場合は、当該保険者に対しても提出が必要です。他市町村への報告は、当該市町村の定める手順に従って報告してください。

「行政に報告した事故一覧」にて管理

各事業所において適正な連絡管理を行うため、別表「行政に報告した事故一覧」を作成し、各事業所で管理する。

(2) 電話での報告

次のいずれかに該当する事故が発生した場合は、事故後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついてから(1)の手順に従い、事故報告書を提出してください。

- ① 死亡事故
- ② 感染症の発生
- ③ 職員の不祥事
- ④ その他重大事故（警察等外部機関が関与し、事件化したもの等）

(3) 報告先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係

TEL 044-200-2679

FAX 044-200-3926